# 令和3年9月 木更津市定例教育委員会会議 会議録

1. 日 時 令和3年9月28日(火) 午後1時00分~午後3時00分

2. 場 所 木更津市役所朝日庁舎 会議室F

3. 出席者 教育長及び委員

教育長 廣部 昌弘

委 員 武井 紀夫

委 員 渡部 佳子

委 員 豊田 雅之

委 員 井上 美鈴

職員

教育部長 秋元 淳

教育部次長兼教育総務課長 平野 義視

教育部参事兼学校教育課長 今井 克彦

学校給食課長 清水佐知子

生涯学習課長 鈴木 和代

文化課長 小高 幸男

まなび支援センター所長 内海 雅彦

学校給食センター所長 竹内 康博

郷土博物館金のすず副館長 稲葉 昭智

図書館長 森田 益央

中央公民館長 水越 学

資産管理課長 小磯 洋子

(会議事務局)

教育総務課課長補佐 古賀佳代子

教育総務課主任主事 萩原奈央子

4. 傍 聴 人 数 0名(非公開議案なし)

5. 議 案

議案第20号 令和3年度教育功労者の表彰について

6. 報告事項

報告第10号 臨時代理の報告について

市議会の議決を要する事件の議案(令和3年度教育費9月補正予算 案)について

報告第11号 臨時代理の報告について

木更津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

報告第12号 臨時代理の報告について

市議会の議決を要する事件の議案(令和3年度教育費9月補正予算 案最終日上程分)について

#### 報告第13号 臨時代理の報告について

市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第1 80条の7の規定に基づく協議等について

### 7. 議事大要

### 〇廣部教育長

定刻となりましたので、令和3年9月定例教育委員会会議を開催いたします。 会議録署名人には、井上委員にお願いいたします。

また、前回8月定例会議の会議録につきましては、豊田委員と私が確認しそれぞれ署名をいたしました。

ここで、議案の審議に入ります前に、教育委員の任期満了についてご報告いたします。 本日もご出席いただいております武井委員におかれましては今まで本市の教育行政に ご尽力いただいたところでございますが、9月30日をもって3期目の教育委員の任期 満了で退任となるため、最後に一言ご挨拶をいただきたいと存じます。

それでは、議案の審議に入ります。はじめに、議案第20号「令和3年度教育功労者の表彰について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

#### 〇平野教育部次長

本議案は、本市における教育、学術または文化の振興に関し、特に顕著であった個人または団体を教育功労者として表彰することについて、木更津市教育委員会表彰規程第3条並びに木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第9号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

表彰の候補者につきましては、3ページから9ページの候補者名簿にございます14名及び1団体の方々となります。

今回の候補者につきましては、14名1団体のうち10名が教職員であり、木更津市教育委員会表彰規程第2条第1号の「教職員にして教育向上のため尽力し、その功績が顕著な者」に該当するほか、教職員の勤続年数等を別途定めております表彰基準の内規に基づき選定させていただきました。

また、同条第3号の「学校教育又は社会教育の振興について、その功績が顕著であったもの」に該当する方として4名、さらに同条第4号の「学術又は文化の向上発展について、その功績が顕著であったもの」に該当する団体として1団体を選定させていただきました。

それでは、表彰候補者の氏名を申し上げます。木更津第二小学校校長 大木 昌代 様、南清小学校校長 小倉 敏幸 様、波岡小学校校長 増田 一秀 様、真舟小学校校長 高野 芳一 様、高柳小学校教諭 大木 栄子 様、波岡小学校教諭 鴇田 友美子 様、真舟小学校教諭 橘田 和子 様、真舟小学校教諭 山口 正美 様、鎌足小学校養護教諭 水田 佐恵子 様、岩根中学校事務長 藤平 紀代美 様、木更津市社会教育委員 内田 愼一郎 様、木更津市社会教育委員 石村 比呂美 様、木更津市スポーツ推進委員会 宮崎 敏江 様、木更津コネスコ協会 大日方 幸子 様、中島区文化財保存会 様、以上14名1団体の方々でございます。それぞれの方の功績につきましては、候補者名簿記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

### 〇廣部教育長

ただいま、事務局から提案理由等の説明がありました。この件につきまして、ご質問はご ざいますでしょうか。

<質問なし>

ご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第20号「令和3年度教育功労者の表彰について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

以上で、本日予定しておりました議案の審議を終了いたします。

続きまして、報告事項に移ります。

報告第10号 臨時代理の報告「市議会の議決を要する事件の議案(令和3年度教育費9 月補正予算案)について」事務局から説明をお願いいたします。

# 〇平野教育部次長

報告第10号 臨時代理の報告「市議会の議決を要する事件の議案(令和3年度教育費9月補正予算案)について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料10ページをご覧ください。この報告は、木更津市教育委員会組織及び運営規則第6条第1項の規定により、教育長の臨時代理により処理を行いました案件に関するものでございます。

11ページをご覧ください。9月市議会定例会に提案する教育委員会に係る令和3年度9月補正予算案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、15ページのとおり令和3年8月17日付けで市長から教育委員会教育長に対し意見の聴取がございましたが、9月市議会定例会への議案上程の日程を勘案すると、期日までに教育委員会会議を招集する暇がございませんでした。そのため12ページにございますとおり8月23日付けで教育長の臨時代理で処理をし、「意見なし」と回答いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

それでは、教育委員会に係る9月補正予算案の概要につきましてご説明申し上げます。 13ページをご覧ください。今回の補正予算につきましては、はじめに歳入といたしま して補正前予算額(予算現額)10億276万3千円であったところ、206万円を増額 し、総額10億482万3千円にしようとするものでございます。

続きまして、14ページをご覧ください。歳出といたしましては、補正前予算額(予算現額) 44億1, 884万円であったところ、50款 教育費を 6, 268万6千円増額し、総額を 446億8, 152万6千円にしようとするものでございます。

それでは、歳入・歳出のうち、人件費を除く補正予算の内容につきましてご説明申し上げます。16ページから、20ページまでが、補正予算及び補正予算に関する説明書の教育委員会に関する部分の抜粋でございます。まず、歳出をご説明させていただき、その中で、関連する歳入をあわせてご説明申し上げます。

19ページをご覧ください。5項 教育総務費、10目 事務局費、説明欄1.特別職人

件費の(1) 奨学事業運営審議会委員報酬 5万6千円につきましては、近年、ふるさと納税等による奨学基金への寄附が多く集まったことにより、本市の奨学支援制度の金額、支援人数等の見直しを図るため、奨学事業運営審議会を開催しようとするにあたっての委員報酬を増額するものでございます。

続きまして、10項 小学校費、5目 学校管理費、説明欄1. 学校維持管理運営費の (1) PFI事業事後評価等実施事業費450万円につきましては、現在、PFI事業により整備運営を行っている木更津第一小学校について、令和5年度末で事業期間が終了することから、令和6年度以降の事業手法を検討するための委託費として増額するものでございます。

続きまして、説明欄2. 学校施設改修事業費の(1) 木更津第二小学校 校内通路整備事業費2,968万6千円につきましては、半分が民地となっている北側通路について、近隣の住民と通行マナーのトラブルがあることから、当該道路を閉鎖し、南からの新たな通路を整備するため、増額するものでございます。

続きまして、15項 中学校費、5目 学校管理費、説明欄1. 学校維持管理運営費の (1) 中学校施設管理費41万円につきましては、統廃合を行った旧中郷中学校におい て、産業廃棄物が残置されており、その処理費用として増額するものでございます。

続きまして、10目 教育振興費、説明欄1. 実用英語検定補助金47万6千円につきましては、英語検定の受検料値上げ及び受検者数の増が見込まれることから、増額するものでございます。

続きまして、25項 社会教育費、15目 公民館費、説明欄1.公民館施設整備費の(1)岩根公民館浄化槽改修事業費1,900万円につきましては、経年劣化により故障した浄化槽について、トイレの使用不可等の影響が出ていることから、早急に改修するため増額するものでございます。

続きまして、20目 図書館費、説明欄1. 図書購入費の50万円につきましては、図書購入のための寄附をいただいたことにより、増額するものでございます。恐れ入りますが、関連する歳入といたしまして、17ページをご覧ください。75款 寄附金、5項 寄附金、30目 教育費寄附金、説明欄1. 図書館費寄附金50万円が、いただいた寄附金でございます。

19ページにお戻り願います。

続きまして、27目 博物館費、説明欄1. 博物館管理運営費129万8千円につきましては、博物館内の不活性ガス設備について老朽化による誤放出の恐れがあり、設備の撤去をするため増額するものでございます。

続きまして、30項 保健体育費、20目 学校給食費、説明欄1. 給食施設費の(1) PFI事業事後評価等実施事業費520万円につきましては、木更津第一小学校と同様、現在PFI事業により整備運営を行っている学校給食センターについて、令和5年度末で事業期間が終了することから、令和6年度以降の事業手法を検討するための委託費として増額するものでございます。

続きまして、20ページをご覧ください。説明欄2.学校給食を活用した有機米供給促進事業費の156万円につきましては、有機農業により生産される学校給食米の提供日

数が当初の予定より多くなると見込まれていることから、有機米の差額賄材料費の補填 及び玄米保管料について増額するものでございます。恐れ入りますが、関連する歳入と いたしまして17ページをご覧ください。80款 繰入金、5項 基金繰入金、80目 き さらづオーガニック給食基金繰入金156万円を本事業に充てるものでございます。

また補正予算につきましては、9月市議会定例会に上程し9月24日に議決されたことを申し添えます。

説明は以上でございます。

### 〇廣部教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

# 〇渡部委員

小学校費と学校給食費の中でそれぞれ、PFI事業事後評価等実施事業費という事業があると思いますが、これは今までの事業を評価し、今後どうするかを推し量るために 実施するのでしょうか。

### 〇平野教育部次長

現在、木更津第一小学校及び給食センターはPFIにて事業を行っております。そちらの期間が令和5年度末で終了することから、令和6年度以降の事業手法がどういったものがいいのか、現在の事業を評価することで検討するものになります。

# 〇渡部委員

今回の予算ですが、小学校と給食センターで額も異なっておりますが、どういった理由でしょうか。

#### 〇平野教育部次長

主な相違点といたしまして、修繕等の調査項目が違う点が挙げられます。従いまして、 同じ調査委託ではございますが金額に相違がございます。

#### 〇渡部委員

修繕の話が出ましたが、今回のこの金額は修繕費等も見込んでいるのでしょうか。

#### 〇平野教育部次長

本補正予算はあくまで調査検討のみとなります。調査をしていただき、例えば修繕が必要ということであれば次期の予算で計上していくのか、あるいは今後委託をするとして、委託業者への契約事項に入れるといったことが考えられます。

#### 〇廣部教育長

調査の期間としてはどのぐらいになりますか。

#### 〇平野教育部次長

今年度末までに実施していただき、来年度新たな業者募集等につなげていきたいと考えております。

# 〇渡部委員

もう一点、図書館費のところで寄附をいただいたとのことでしたが、どういった方からいただいたのでしょうか。

### 〇森田図書館長

こちらは江東区に本社があります、トーヨーカネツ株式会社からのものでございます。本市の潮見にも事業所があり、会社の創立80周年を記念いたしまして本社、事業所がある土地に対し、地域貢献ということで寄附を検討されたとのことでございます。本市の場合は先方と相談をさせていただき、児童教育の推進に役立ててほしいとのことで児童書を中心に図書を購入する予定でございます。今後概ね10年程度にわたり、同額の寄附をいただけるといったお話も伺っております。

### 〇廣部教育長

ほかにご質問・ご意見がなければ、次の報告事項に移ります。

報告第11号 臨時代理の報告「木更津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いいたします。

#### 〇平野教育部次長

報告第11号 臨時代理の報告「木更津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料21ページをご覧ください。この報告は、木更津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について事務手続き上、教育委員会会議に諮る暇がなかったことから、木更津市教育委員会組織及び運営規則第6条第1項の規定により22ページのとおり令和3年8月27日付けで教育長の臨時代理で処理をいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告するものでございます。

23ページをご覧ください。本規則については、令和3年9月21日をもって市で導入している基幹系システムを変更することに伴い、現在市民課にて行っていた一部の業務が実施できなくなることとなり、当該業務に必要だった公印について回収・廃止しようとするものでございます。

2.4ページの新旧対照表をご覧ください。改正箇所といたしましては別表第1のうち、市民部市民課長が管理者として保管していた専用教育員会印について、廃止しようとするものでございます。また市民課にて行っていた業務は、学校教育課にて実施することとなります。なおこの規則は先ほどご説明しましたとおり、システムの改修日となる令和3年9月21日から施行しております。

説明は以上でございます。

### 〇廣部教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

<質問・意見なし>

ご質問・ご意見がなければ、次の報告事項に移ります。

報告第12号 臨時代理の報告「市議会の議決を要する事件の議案(令和3年度教育費9月補正予算案最終日上程分)について」事務局から説明をお願いいたします。

#### 〇平野教育部次長

報告第12号 臨時代理の報告「市議会の議決を要する事件の議案(令和3年度教育費9月補正予算案最終日上程分)について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料25ページをご覧ください。この報告は木更津市教育委員会組織及び運営規則第6条第1項の規定により、教育長の臨時代理により処理を行いました案件に関するものでございます。

26ページをご覧ください。9月市議会定例会に提案する教育委員会に係る令和3年度9月補正予算案につきまして、急遽追加での上程分が出たことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、30ページのとおり令和3年9月15日付けで市長から教育委員会教育長に対し意見の聴取がございましたが、9月市議会定例会への議案上程の日程を勘案すると期日までに教育委員会会議を招集する暇がございませんでした。そのため、27ページにございますとおり9月17日付けで教育長の臨時代理で処理をし「意見なし」と回答いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

続きまして、29ページをご覧ください。歳出といたしましては、補正前予算額(予算現額) 44億8, 152万6千円であったところ、50款 教育費を420万円増額し、総額を44668, 572万6千円にしようとするものでございます。

それでは、歳入・歳出の補正予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。31ページから32ページまでが、補正予算及び補正予算に関する説明書の教育委員会に関する部分の抜粋でございます。

まず歳出をご説明させていただき、その中で、関連する歳入をあわせてご説明申し上げます。32ページをご覧ください。10項 小学校費、5目 学校管理費、説明欄1.学校保健特別対策事業費265万円につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、市内小学校運営に必要なアルコール除菌液や3密を防ぐための各種消耗品、備品等購入費として増額するものでございます。

また、同じく15項 中学校費、5目 学校管理費、説明欄1.学校保健特別対策事業費 155万円につきましても、新型コロナウイルス感染拡大に伴う市内中学校運営に必要 な各種消耗品、備品等購入費として増額するものでございます。

なおこれらの事業につきましては、昨年度国の補助金を受けて実施しており、今年度 も一部予算を繰越して進行中ですが、この度国より追加の補助申請について通知があっ たことから、9月補正予算に追加したものでございます。

恐れ入りますが、関連する歳入といたしまして31ページをご覧ください。60款 国庫支出金、10項 国庫補助金、35目 教育費国庫補助金、5節 小学校費補助金の説明欄1.学校保健特別対策事業費補助金132万5千円及び10節 中学校費補助金の説明欄1.学校保健特別対策事業費補助金77万5千円が本事業に係る国庫補助金でございます。

なお、各予算の説明にあたりましては、通常予算要求段階でのご説明を行った後、確定 後の内容についてお示ししていたところですが、当該案件については事務日程の都合上 要求段階でのご説明を行うことができなかったものとなります。大変恐縮ではございますが、本報告をもって説明と代えさせていただきたく存じます。

また、追加の補正分につきましても9月市議会定例会に上程し、9月24日に議決されたことを申し添えます。

説明は以上でございます。

### 〇廣部教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

<質問・意見なし>

ご質問・ご意見がなければ、次の報告事項に移ります。

報告第13号 臨時代理の報告「市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議等について」事務局から説明をお願いいたします。

#### 〇平野教育部次長

報告第13号 臨時代理の報告「市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議等について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料33ページをご覧ください。この報告は、市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議等の変更について、事務手続き上教育委員会会議に諮る暇がなかったことから、木更津市教育委員会組織及び運営規則第6条第1項の規定により、34ページのとおり令和3年9月17日付けで教育長の臨時代理で処理をいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告するものでございます。

35ページをご覧ください。本協議については、市と教育委員会の間で互いに執行する事務について合意を行うものでございます。先ほどの報告第11号の規則改正と同様、令和3年9月21日をもって基幹系システムを変更することに伴い、市民課にて行っていた一部の業務が実施できなくなることとなったことから、当該事務について記載していた部分について変更しようとするものであり、35ページのとおり市長へ協議の変更依頼を行ったものでございます。

それでは、変更箇所についてご説明いたします。 40ページの新旧対照表をご覧ください。5の小学校及び中学校の転入学に関する通知書の交付について、市民課が実施しておりました業務をこの度のシステム変更に伴い学校教育課にて行うこととしたことから、当該事務の記述となる(1)、(2)を削除しようとするものでございます。なお転入学通知の交付事務は行いませんが、システムへの入力等の作業は引き続き市民課で行うことから、5の記述については一部を修正し、残す形としております。

続きまして42ページをご覧ください。市民課の業務内容が変更となったことに伴い、 木更津市行政組織規則の一部改正もあわせて必要となりました。

43ページの新旧対照表をご覧ください。改正箇所といたしましては、第3条のうち市民部市民課の分掌事務内第12号、児童、生徒転入学手続きに関すること。の記述を削

除し、以降の号を繰り上げるものでございます。

なお本協議及び規則については、それぞれの所管部署が市長部局となっているため、 教育委員会として協議の変更及び規則の改正について依頼したものでございます。また この協議及び規則は先ほどご説明しましたとおり、システムの改修日となる令和3年9 月21日前にて合意及び施行しております。

説明は以上でございます。

### 〇廣部教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

<質問・意見なし>

ご質問・ご意見がなければ、報告事項につきましては、以上といたします。 続きまして、その他の事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

### 【その他、事務局連絡・報告事項】

・令和3年9月市議会定例会の一般質問における答弁要旨について

説明:平野教育部次長

・令和2年度教育費決算について

説明: 平野教育部次長

・木更津市教職員の働き方改革ガイドラインについて

説明:今井教育部参事兼学校教育課長

・木更津市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱を一部改正す る告示について

説明:今井教育部参事兼学校教育課長

・木更津市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱を一部改正する告示について

説明:今井教育部参事兼学校教育課長

# 〇廣部教育長

その他、委員からご意見等ございますか。

### 〇武井委員

ニュースの話ですが、学校のタブレットを用いたいじめが発生し、自殺者も出てしまった件を拝見しました。管理についての問題提起もされておりましたが、木更津市ではどのような対応を行っているのでしょうか。

もう一つ、オンライン授業についてですが、地域によってはオンラインで受けた場合 出席にならないといった話を伺いましたが、木更津市ではどういった方針なのでしょう か。

#### 〇内海まなび支援センター所長

ニュースになりましたいじめの件は、パスワードが全児童生徒で同じだったためなり すましや不正ログインが可能とのことでしたが、本市の場合はなりすまし防止策として、 児童及び生徒のタブレットは一人一人異なるランダムのパスワードを設定しております。 また、パスワードについても一人一人に配布し、他の児童生徒には見せないよう指導を しているところでございます。

### 〇今井教育部参事兼学校教育課長

オンライン授業を受けたと認められる場合には、本市では出席扱いとしています。 I CTを活用したと認められれば、自宅からでも出席扱いになります。

### 〇廣部教育長

他になければ、その他を終了いたします。

それでは、事務局から次回の教育委員会会議につきまして、連絡をお願いいたします。

### 〇事務局

次回、10月の定例教育委員会会議につきましては、10月19日(火)午後1時から 市役所朝日庁舎会議室Fで開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

# 〇廣部教育長

それでは冒頭申し上げましたとおり、3期12年に渡りまして教育委員をお勤めいただきました武井委員が今月末をもってご退任となりますので、大変恐縮ですがご挨拶をいただければと思います。

#### 〇武井委員

12年の任期ということで、長いようで短かったような気がします。最初に医師会を経由してお話を頂いたとき、理事経験者で子どもがいる方ということでしたが、前々任者が鹿間先生、前任者が大日方先生と錚々たる方々で大丈夫かと思ったこともございました。ですが初谷教育長、髙澤教育長、廣部教育長の3名の教育長の方々とご一緒させていただけまして大変良かったなと感じております。これから来られる先生は大変面白い方ですので、ぜひよくしていただきたく思います。どうもありがとうございました。

### 〇廣部教育長

ありがとうございました。以上をもちまして、令和3年9月定例教育委員会会議を終 了いたします。

会議録署名人 教 育 長

委 員